

江戸川区 景観計画

<概要版>

まちを元気にする計画



まちを元気にする計画 ～景観計画の構成～

基本的な考え方

江戸川区景観計画のねらい

第1章

p3

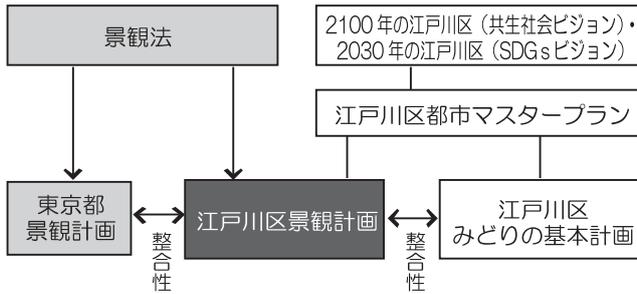
策定の背景と目的

- 区民と区の協働により、**水と緑を基盤とした豊かなまちの環境**が整ってきました。
- まちの魅力をさらに高める**ため、景観を視点に、地域の環境を捉えたまちづくりが必要です。



- 「**わがまちに誇りの持てる景観**」を育成します。
- 「**将来に夢を持てる計画**」として皆で取り組みます。

計画の位置づけ



江戸川らしさの発見

第2章

p4-5

- 「**江戸川らしさ**」は、土地が育んできた様々な要素が重なり合って形成されています。



計画の目標と基本方針

第3章

p6

目標

水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり
～まちを元気にする計画～

基本方針

水に親しみ、緑を育もう
海と河川、親水施設を核とした、水と緑の景観を広げる

これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう
地域と一体となった歴史的・文化的資源の保全・活用を進める

住み良く心地良いまちなみを育てよう
江戸川らしさを感じる地域資源を活かし、個性あるまちなみをつくる

生き生きとしたまちの表情をつくろう
区民や地域産業の持つパワーを活かし、江戸川らしさを引き出す

区民の想いを活かし協力して進めよう
区民主体の活動を活性化し、発意と共感による景観まちづくりを進める

大景観区 ～多様な江戸川らしさのある7つの地域～

第4章
p7-8

- 江戸川らしさを活かした景観まちづくりを進めるための地域特性やテーマを示します。
- ※大景観区の区分は、令和5年4月より江戸川区都市計画マスタープランの7地域の区分と同じになりました。



景観法を活用した取組

区の顔となる景観まちづくり
～景観法に基づく届出・協議制度～

第5章
p9-17

景観軸・景観拠点
～区の顔となる地域の景観形成～

- 区の顔となる景観上重要な地域を景観軸・景観拠点に指定し、重点的に景観形成を進めます。



臨海景観拠点／大河川景観軸／親水河川景観軸
親水公園景観軸・親水緑道景観軸／道の景観軸
駅の景観拠点／公園の景観拠点／農の景観拠点

届出・事前相談

- 届出・事前相談について

景観重要資産
～地域資源の保全・活用・整備～

- 地域のシンボルとなる資源を景観重要資産に指定し、保全・活用・整備します。

小景観区

第6章
p18-21

～区民主体の活動による景観まちづくり～
景観まちづくりの推進に向けて

小景観区

- 区民主体の景観まちづくり活動を活性化し、多様な江戸川らしさを創造・再生・育成します。



景観まちづくりの推進

- 区民・事業者・行政がお互いに連携して、景観まちづくりを進めます。
- 景観まちづくりの方針を区民に周知し、景観まちづくりの普及、活動への支援の確立を進めます。

第1章 江戸川区景観計画のねらい

策定の背景と目的

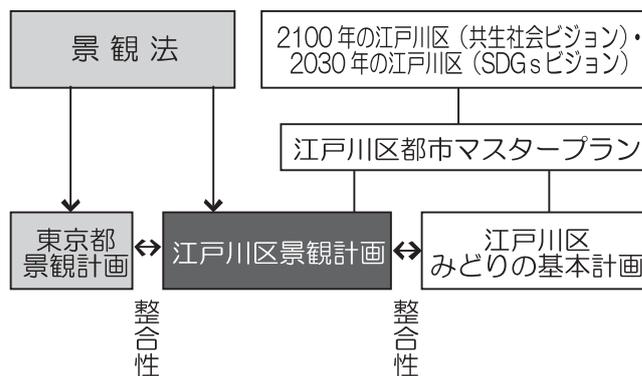
本区の景観計画は、景観法の基本理念に則り、良好な景観形成を目指します。

本区の特徴は「水と緑豊かな自然環境」です。そしてコミュニティ豊かな「共育・協働・安心のまち」です。

景観計画のねらいは、区民・事業者・区が一体となって、良好な景観を更に高め「まちを元気にする」ことです。

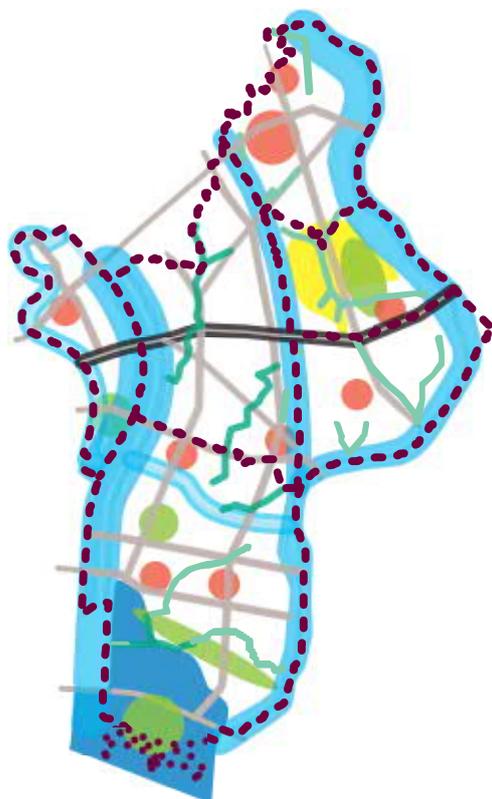
計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく景観計画であり、「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」、「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」及び「江戸川区都市計画マスタープラン」を上位計画とする、本区の良好な景観形成に関する取組の方向性や施策を示した総合的な計画です。

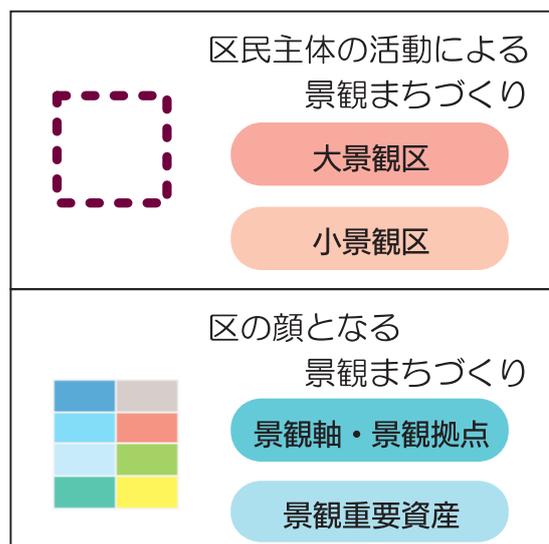


景観計画区域

本計画は江戸川区全域を対象とします。



凡例



第2章 江戸川らしさの発見

- 江戸川区の景観を構成する 5 つの要素ごとにその特徴と、区民や区職員が見つけた江戸川らしさを紹介します。



水と緑

- 三方が河川、海の水域に囲まれ、広大なオープンスペースがあります。
- 全域に親水公園や親水緑道が整備され、身近に親しめる水と緑があります。
- 公園面積、街路樹の本数が 23 区第一位を誇ります。
- 海水、汽水、淡水域を持ち、多様な生きものの生息環境があります。



広大な自然を感じる景観
葛西臨海公園



身近な生きもののいる景観
荒川中土手



四季の変化を楽しむ景観
小松川千本桜



花見を楽しむ景観
なぎさ公園ツツジ山



大木や珍しい木のある景観
鹿骨の門かぶり



風を感じる景観

荒川の堤防



歴史・文化

- 寺社や遺跡、史跡、大木など、様々な歴史的・文化的資源が点在しています。
- 旧道や用水路跡の道筋、地名などが、今なおまちの記憶を伝える資源となっています。
- 地域の人達によって支えられている伝統行事が残っています。



昔の地名が残っている景観
鹿見塚



寺社のある景観
最勝寺(目黄不動)



史跡のある景観

小松川閘門(大島小松川公園内)



伝統行事のある景観

浅間神社幟まつり



まちなみ

- 都市施設が充実したまちなみが広がっています。
- 新旧の建物が調和する、住宅地のまちなみが形成されています。
- 地域のシンボルとなる水閘門や橋梁など、水辺の施設が多く点在しています。



隣地のある景観
南小岩・東松本の路地



大きな屋敷のある景観
古川親水公園沿線



商店街と住宅地が入り交じる景観
南小岩のまちなみ



新しいまちなみの景観
一之江駅周辺のまちなみ



活力・にぎわい

- 他区市に比べて子どもの数が多く、若い世代が多く住んでいます。
- 活力ある商工業、農業や金魚養殖などの伝統的な産業があります。
- 季節ごとに様々なイベントや催しが開催され、多くの人でにぎわいます。



商店街の活気ある景観
平井駅前通り



風物詩のある景観
江戸川花火大会



江戸川区の農の景観
鹿骨の小松菜農家



水辺ならではの産業がある景観
屋形船



元気なえどがわっ子の景観
小松川境川親水公園



暮らしと活動

- 町会・自治会活動やアダプト活動、環境保全活動など、区民ボランティアの活動が活発です。
- 海苔づくりなど、地域の人々が再生する風景づくりが始まっています。



学びの景観
東葛西スポーツ公園



地域コミュニティのある景観
小松川境川親水公園



ボランティアが活動する景観
フラワーガーデン

第3章 計画の目標と基本方針

目標

水と緑に育まれた、 多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり ～まちを元気にする計画～

江戸川区では、区民と区の協働により、水と緑を基盤とした豊かな環境を育んできました。まちの魅力をさらに高めるため、景観を視点に地域の環境を捉えたまちづくりが必要となります。そこで、『水と緑に育まれた多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり』を目標とします。この計画は、「まちを元気にする計画」です。

基本方針

水に親しみ、緑を育もう

海と河川、親水施設を核とした、
水と緑の景観を広げる

視点

- ・水と緑を守り、育てる
- ・水と緑に親しむ
- ・水と緑のネットワークを拡充する



これまで創り育てたまちの 宝物を大切にしよう

地域と一体となった歴史的・
文化的資源の保全・活用を進める

視点

- ・まちの歴史を知る
- ・土地の記憶を活かす
- ・歴史的・文化的資源を保全する



住み良く心地良い まちなみを育てよう

江戸川らしさを感じる地域資源を
活かし、個性あるまちなみをつくる

視点

- ・江戸川らしさを引き出すまちなみをつくる
- ・シンボルとなる資源を保全・活用する
- ・気になる景観を改善する



生き生きとしたまちの 表情をつくろう

区民や地域産業の持つパワーを
活かし、江戸川らしさを引き出す

視点

- ・元気な子どもの姿を活かす
- ・人が楽しみ、交流する景観をつくる
- ・地域産業を景観を活かす



区民の想いを活かし 協力して進めよう

区民主体の活動を活性化し、発意と
共感による景観まちづくりを進める

視点

- ・地域力を活かす
- ・身近な景観を改善する
- ・子どもたちとともに景観への意識を高める



第4章 大景観区 ～多様な江戸川らしさのある7つの地域～

大きな河川に囲まれた新旧のまちなみが共存する小松川・平井地域



荒川堤防

- 小松川千本桜や都立大島小松川公園を中心に、中高層のまちなみが広がる小松川
- 平井駅周辺の歴史ある商店街を中心に、歴史的資源が点在する平井

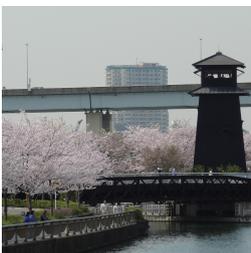
人々のにぎわいがせせらぎに映える区を中心としての中央地域



小松川境川親水公園

- 小松川境川親水公園を軸に、商業や寺社の集積するまちなみを持つ松島・東小松川
- 一之江境川親水公園と環七通りを中心に、農が点在する水と緑豊かな松本・大杉・一之江
- 区役所や図書館などの公共施設、工場や商店と住宅地が共存する中央・松江

川辺のまちの歴史と文化が息づく葛西地域（北部）



新川千本桜

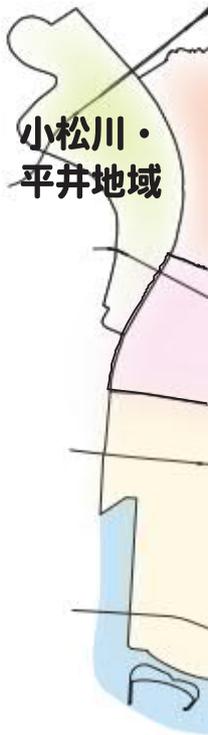
- 新川・親水公園沿線の落ち着きと船堀駅のにぎわいが共存する船堀・二之江
- 大規模公園と親水緑道による多様な水と緑が楽しめる宇喜田・葛西

新しさの中に海辺のまちの歴史と文化が息づく葛西地域（南部）



葛西海浜公園

- 東西線を軸に大規模公園と親水緑道による多様な水と緑が楽しめる葛西
- 新しく生まれた海を臨むまちとして、豊かな水と緑が広がる清新町・臨海町



大景観区とは
地勢的条件や市
てきたコミュニ
市計画マスター
観のまとまりと



街地形成の歩み、これまで培われてきた状況の踏まえ、江戸川区都プランと同様の7地域を大きな景として「大景観区」に設定します。

古い歴史の中に暮らしの温もりとにぎわいがある 小岩地域



小岩フラワーロード

- 上小岩遺跡や小岩市川の渡し、御番所町跡などの歴史と京成小岩駅のにぎわいが共存する北小岩
- 蔵前橋通りを軸に、低層の住宅地が広がる西小岩
- 小岩駅のにぎわいと、南口を中心とした区内一の商店街と親しみある路地のある南小岩
- 善養寺・影向の松をシンボルとした落ち着いたまちなみの東小岩

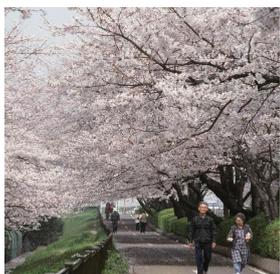
農の風景の中に暮らしの文化が育つ鹿骨地域



鹿骨の農地

- 農の文化の発信拠点として、伸びやかなまちなみが広がる鹿骨
- 篠崎公園を中心とした緑豊かなまちなみと篠崎駅のにぎわいが共存する篠崎

豊かな水と緑がうるおう伸びやかな風景が広がる 東部地域



江戸川水門付近

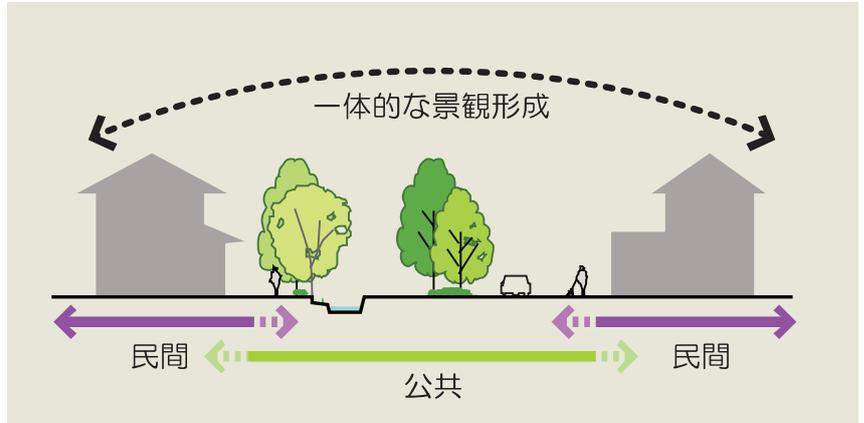
- 瑞江駅のにぎわいと、名主屋敷や寺社などの歴史を感じる瑞江・春江
- かつての市川道を軸に、緑豊かなまちなみが広がる江戸川・篠崎

第5章 区の顔となる景観まちづくり

～景観法に基づく届出・協議制度～

景観軸・景観拠点

- 区の顔となる景観上重要な 56 の地域を景観軸・景観拠点として指定し、景観形成を図ります。
- 公共施設の整備とその周辺のまちなみの規制誘導を図り、公共と民間が一体となった景観形成を進めます。
- 届出対象に満たない規模の建築行為などを行う場合においても、周辺環境との調和に努めるものとします。



景観形成の目標

臨海景観拠点

1 拠点

目標

海辺の自然と共生した、新しい時代にふさわしい景観形成を図る

道の景観軸

11 軸

目標

沿道の多様な地域性を踏まえつつ、風格ある景観形成を図る

大河川景観軸

4 軸

目標

豊かな水と緑と開放的な空間の中で、楽しみと癒しを感じる景観形成を図る

駅の景観拠点

9 拠点

目標

地域の玄関口にふさわしい、個性を活かしたにぎわいの景観形成を図る

親水河川景観軸

2 軸

目標

周辺のまちなみと一体となった、水辺に親しめる景観形成を図る

公園の景観拠点

5 拠点

目標

豊かな緑を核として、周辺のまちなみと一体となった景観形成を図る

親水公園景観軸・親水緑道景観軸

23 軸

目標

水と緑の個性ある魅力的な都市景観の形成を図る

農の景観拠点

1 拠点

目標

農とふれあうまちなみの景観形成を図る

景観軸・景観拠点位置図

江戸川区全域を景観法第 8 条 第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域とします。



- 臨海景観拠点
- 大河川景観軸
- 親水河川景観軸
- 親水公園景観軸
- 親水緑道景観軸
- 道の景観軸
- 駅の景観拠点
- 公園の景観拠点
- 農の景観拠点
- 一般地域

景観軸・景観拠点ごとの届出の

軸・拠点名称	対象範囲	建築物の建築
		建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
(1) 臨海景観拠点	葛西沖開発土地区画整理事業によって埋め立てられた陸域と葛西海浜公園を含む海域	高さ15m以上又は延べ床面積3,000㎡以上
(2) 大河川景観軸	荒川・中川、新中川、江戸川、旧江戸川の河川区域並びに堤防法尻から概ね100mの範囲	高さ15m以上又は延べ床面積1,000㎡以上
(3) 親水河川景観軸	旧中川及び新川の河川区域並びに堤防法尻から概ね50mの範囲	高さ10m以上又は延べ床面積300㎡以上又は一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅
(4) 親水公園景観軸・親水緑道景観軸	親水公園・親水緑道及びそれらと並行する道路区域と、その区域の境から概ね20m～30mの範囲	高さ10m以上又は延べ床面積300㎡以上又は一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅
(5) 道の景観軸	以下の道路区域及び区域境から概ね20m～30mの範囲 A: 蔵前橋通り、京葉道路、新大橋通り、葛西橋通り、清砂大橋通り及び環七通り B: 千葉街道、今井街道、柴又街道、船堀街道・平和橋通り及びゆりのき橋通り	A: 高さ15m以上又は延べ床面積1,000㎡以上 B: 高さ10m以上又は延べ床面積1,000㎡以上
(6) 駅の景観拠点	京成小岩駅、平井駅、小岩駅、船堀駅、瑞江駅、篠崎駅、西葛西駅及び葛西駅の各駅周辺の「商業地域」及び一之江駅周辺の「近隣商業地域」の範囲	高さ15m以上又は延べ床面積1,000㎡以上
(7) 公園の景観拠点	都立篠崎公園、小松川千本桜・都立大島小松川公園、都立宇喜田公園・行船公園、総合レクリエーション公園及び都立葛西臨海公園の公園区域並びに外周から概ね50m～100mの範囲	高さ15m以上又は延べ床面積1,000㎡以上又は一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅
(8) 農の景観拠点	鹿骨一丁目から六丁目まで、北篠崎一丁目及び二丁目、西篠崎一丁目及び二丁目、上篠崎一丁目から三丁目まで、並びに谷河内一丁目の範囲	高さ10m以上又は延べ床面積300㎡以上又は一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅
(9) 一般地域	景観計画区域のうち景観軸・景観拠点を除いた地域	高さ15m以上又は延べ床面積3,000㎡以上

※ 色彩の変更には、現状と同じ色彩による塗り替えも含まれます。

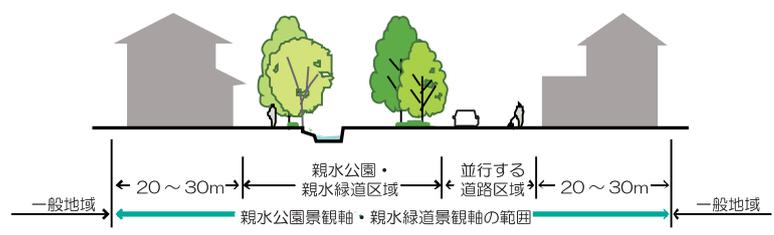
対象となる行為の種類と規模

対象となる行為の種類と規模	
工作物の建設	開発行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
高さ15m以上又は築造面積3,000㎡以上	開発区域の面積3,000㎡以上
高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上	
高さ10m以上又は築造面積300㎡以上	
高さ10m以上又は築造面積300㎡以上	
A: 高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上 B: 高さ10m以上又は築造面積1,000㎡以上	
高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上	
高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上	
高さ10m以上又は築造面積300㎡以上	
高さ15m以上又は築造面積3,000㎡以上	

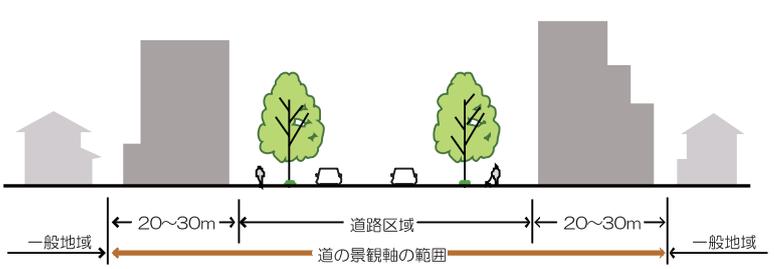
大河川景観軸の範囲



親水公園・親水緑道景観軸の範囲



道の景観軸の範囲



まちなみの規制誘導

- 色彩、建物高さ、配置、緑化など、それぞれの景観軸・景観拠点と一般地域に景観形成基準を設け、景観の規制誘導を図ります。
- 一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為などについて、早い段階できめ細やかな助言・指導が可能となるよう、事前に事業者と協議を行う仕組みを活用しています。
- 届出対象に満たない規模の建築行為などを行う場合においても、周辺環境との調和に努めるものとします。

公共施設の整備・活用

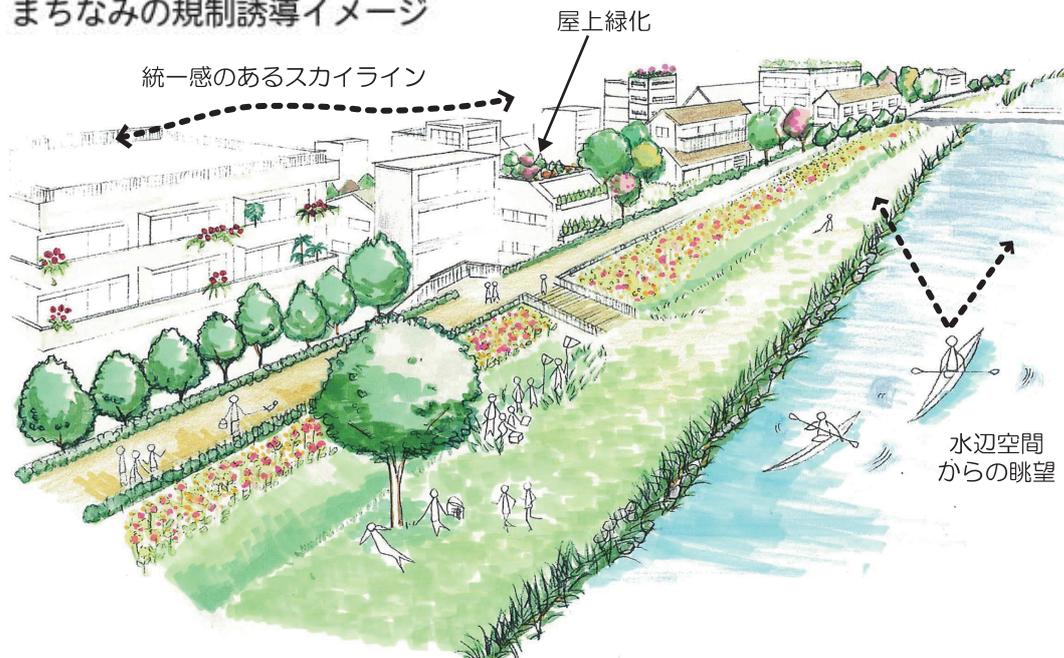
- 景観形成方針に基づき、景観軸・景観拠点内における公共施設の整備・活用方針を定めます。

大河川景観軸

目標 豊かな水と緑と開放的な空間の中で、楽しみと癒しを感じる景観形成を図る

- 景観形成方針
- 豊かな水と緑を保全し、生き物や植物の命を感じる景観を守る
 - ダイナミックなスケールの中で癒しを感じる景観を守る
 - 多様なレクリエーションによる活気ある景観を育てる
 - 周辺に広がる景観資源を意識した水辺の景観をつくる
 - 周辺のまちづくりや関係自治体と連携した景観づくりを進める

まちなみの規制誘導イメージ



道の景観軸

目標 沿道の多様な地域性をふまえて、風格ある景観形成を図る

- 景観形成方針
- a. 緑の骨格となり、空の広がりを感じる景観をつくる
 - b. 人にやさしい、安全・安心な道をつくる
 - c. 後背のまちなみと調和した景観をつくる
 - d. 環境に配慮したまちづくりと道づくりを進める

まちなみの規制誘導イメージ



良好な夜間景観の形成に関する方針

●照明の活用にあたり、周辺環境に配慮するとともに地域特性に応じた良好な光の誘導と夜間景観の形成を図るため、夜間景観の形成に関する方針を定めています。

基本方針 1 地域の魅力を演出する夜間景観づくり

基本方針 2 安全・安心に過ごせる良好な夜間の環境づくり

基本方針 3 環境に配慮した夜間照明の環境づくり

色彩基準

- 色彩基準は、景観軸・景観拠点及び一般地域ごとに基準があります。

外壁基本色 : 各外壁面の 4/5 以上に使用する色
 外壁強調色 : 各外壁面の 1/5 以下に使用可能な色
 アクセント色 : 各外壁面の 1/20 以下、かつ強調色と合わせて 1/5 以下で使用可能な色
 ※建具等も色彩基準の対象です

基準

A

臨海 景観拠点	大河川 景観軸
------------	------------

<適用条件> 建築物の建築、工作物の建設、開発行為
 (臨海景観拠点のみ水面の埋立又は干拓も含む)

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~4.9YR	6以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	6以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	6以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
外壁強調色	0R~4.9YR	——	4以下
	5.0YR~5.0Y	——	4以下
	その他	——	2以下
アクセント色	外壁各面の1/20以下、かつ強調色と合わせて1/5以下で使用可能		
屋根色 (勾配屋根)	0R~4.9YR	——	2以下
	5.0YR~5.0Y	——	4以下
	その他	——	2以下

基準

B

道の 景観軸	駅の 景観拠点
-----------	------------

<適用条件> 建築物の建築、工作物の建設、開発行為
 ※大規模建築物・都市開発諸制度を活用した建築物を除外

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~10R	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	0.1YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
外壁強調色	0R~10YR	——	7以下
	0.1Y~5.0Y	——	6以下
	5.1Y~10Y	——	5以下
	その他	——	3以下
アクセント色	外壁各面の1/20以下、かつ強調色と合わせて1/5以下で使用可能		
屋根色 (勾配屋根)	0R~5.0YR	——	2以下
	5.1YR~5.0Y	——	4以下
	その他	——	2以下

基準

C

親水河川 景観軸	親水公園 景観軸	親水緑道 景観軸	公園の 景観拠点	農の 景観拠点	一般地域 (区内共通)
-------------	-------------	-------------	-------------	------------	----------------

<適用条件> 建築物の建築、工作物の建設、開発行為 ※大規模建築物・都市開発諸制度を活用した建築物を除外

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~10R	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	0.1YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
外壁強調色	0R~10R	——	4以下
	0.1YR~5.0Y	——	6以下
	その他	——	2以下
アクセント色	外壁各面の1/20以下、かつ強調色と合わせて1/5以下で使用可能		
屋根色 (勾配屋根)	0R~5.0YR	——	2以下
	5.1YR~5.0Y	——	4以下
	その他	——	2以下

基準

D

道の 景観軸	駅の 景観拠点	親水河川 景観軸	親水公園 景観軸	親水緑道 景観軸	公園の 景観拠点	農の 景観拠点	一般地域 (区内共通)
-----------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	----------------

<適用条件> 建築物の建築、工作物の建設、開発行為のうち、大規模建築物・都市開発諸制度を活用した建築物

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
外壁強調色	0R~4.9YR	——	4以下
	5.0YR~5.0Y	——	6以下
	その他	——	2以下
アクセント色	外壁各面の1/20以下、かつ強調色と合わせて1/5以下で使用可能		

景観重要資産 ～地域資源の保全・活用・整備～

- 景観重要資産は、景観軸・景観拠点を構成する主な景観資源や、江戸川らしさを象徴する景観資源など、地域の景観のシンボルとなる資源を指定します。
- 管理者や土地所有者などの同意や意見を聴いた上で、景観法に基づく制度の活用により、積極的に資産の保全・活用・整備を進めます。

●景観重要公共施設

景観重要河川 --- 荒川、旧中川など7河川
 景観重要公園 --- 都立篠崎公園、小松川境
 川親水公園など10公園
 景観重要道路 --- 篠田堀親水緑道など
 18路線

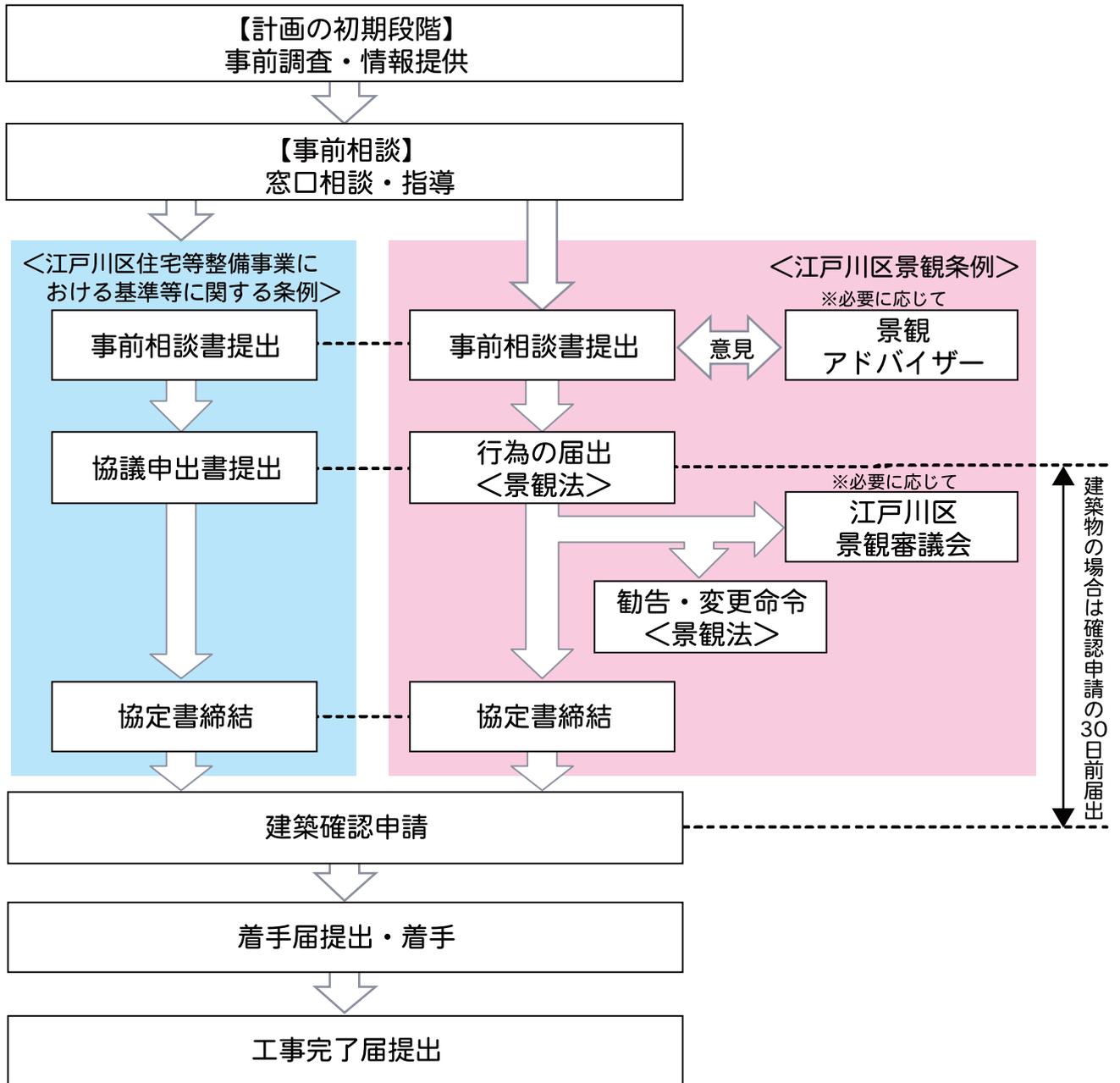
●景観重要建造物

都指定有形文化財や区指定・登録有形文化財など

●景観重要樹木

都指定天然記念物や区指定・登録天然記念物など

建築物の事前相談及び届出フロー



※事前相談・届出の対象となる行為の種類と規模は、P11,12 を参照のこと

江戸川区景観形成ガイドライン

地域の特性を活かした景観形成を進めるため、『江戸川区景観形成ガイドライン』に基づき協議願います。

第6章 小景観区 ～区民主体の活動による景観まちづくり～

- 本区には、大景観区（P7,8）ごとに様々な「江戸川らしさ」があります。
- 小景観区のまちづくりは、それらの地域特性を踏まえ、区民主体の活動を推進し、「江戸川らしさ」を延ばすことでまちが元気になることにつなげる取組です。
- 区民意見の活発な活動が展開されていくことを目指します。



身近な景観をつくる
区民の活動



江戸川らしさのある景観を
再生・引き立たせる活動



将来像を描き、
実践する活動



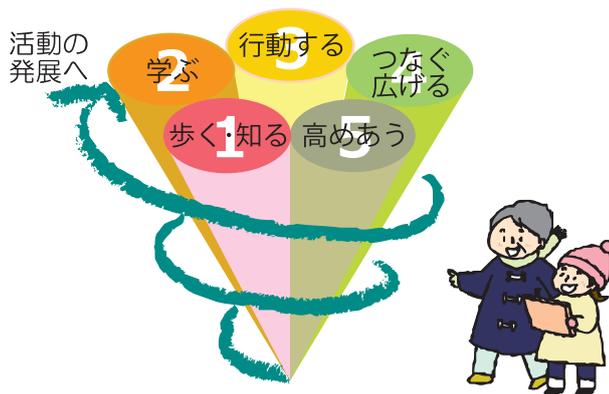
小景観区 ～区民主体による江戸川らしさの創造

小景観区のまちづくりの拡充

小景観区のまちづくり

- 地域の身近な課題の解決や、まちの景観を意識した活動など、区民発意による取組が「江戸川らしさ」をさらに高めます。
- 小景観区のまちづくりでは、区民、事業者が主体となった、江戸川らしさを創造・育成する活動を活発化し、まちを活性化します。
- 小景観区とは、区民活動の単位です。より良い景観まちづくりを進める活動全てを含み、活動の規模や区域の要件はありません。

小景観区のまちづくりの進め方



- 1 まちを歩いて、まちの良さ・改善したいことを見つけよう。
- 2 景観まちづくりに必要なことを学び、夢を描こう。
- 3 実現に向けて行動しよう。
- 4 より多くの人と協力し、地域らしさを広げよう。
- 5 他の景観まちづくり活動を知り、互いに活動を高めあおう。

身近な景観をつくる 区民の活動

本区では、**まちをよくしていく**多種多様な区民活動を展開しています。例えば、アダプト活動に約 10,300 人もの参加があります。これらは**すべて景観まちづくり**につながっています。

江戸川らしさのある 景観を再生・ 引き立たせる活動

まちの歴史や資源など、多様な江戸川らしさを活かすことをテーマとした**景観まちづくり活動**を広げていきます。

将来像を描き、 実践する活動

地域の皆でまちの将来像を描き、**計画やルールをつくる活動**を広げていきます。

・再生・育成～

日々の身近な活動

家や店の前の掃除や路地園芸などを楽しむ活動



地域ごとの活動

町会・自治会や氏子など、地域の皆で取り組む活動



アダプト活動

公園や水辺、街路で花壇づくりや清掃などを行う活動

アダプト等関連制度の活用

- ・多様な関連制度・事業の活用
- ・小景観区のまちづくりに参加や活動しやすい仕組みづくり

新しい景観を提案・チャレンジする活動

地域資源を再発掘し、これからの地域の個性となる景観を提案し、つくり育てる活動



景観をテーマに地域が協力して取り組む活動

地域の皆が協力しあい、イベント開催や花づくりなど地域らしさのある景観づくりをテーマとする活動

景観まちづくり団体の登録

- ・区民同士の交流の場づくり
- ・互いの活動を高め合う仕組みづくり

まちの資源を発見・学習・普及する活動

地域の皆でタウンウォッチング、勉強会などを行う活動



まちの計画やルールをつくる活動

計画やルールづくりに向けて、地域の景観のあり方を考える活動

法制度等の活用

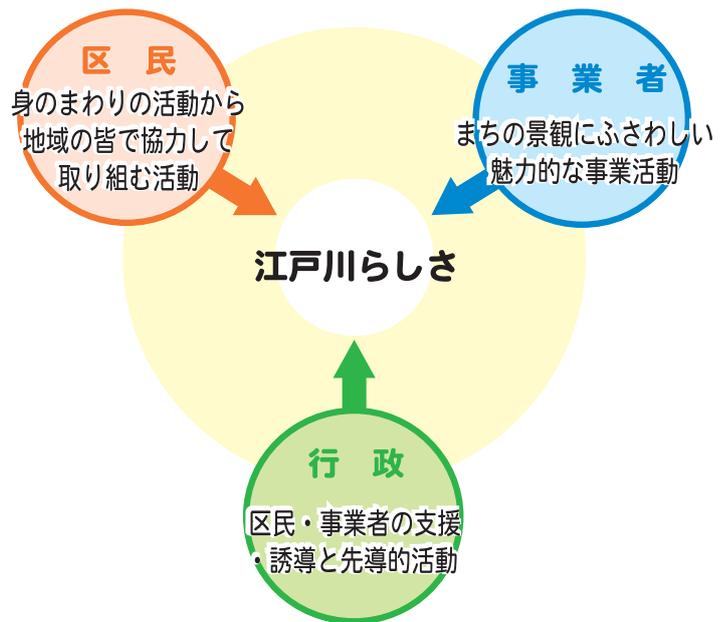
- ・コンサルタント派遣
- ・景観地区
- ・地区計画
- ・景観協定
- ・建築協定
- ・緑地協定

「江戸川らしさ」の創造・再生・育成 ↓ まちが活性化する

景観まちづくりの推進

区民・事業者・行政の役割

- 区民・事業者・行政がそれぞれ役割を担い、景観まちづくりを進めます。
- 日々の暮らし、地域活動、建築物等の建築などにおいて、常に景観を意識していきます。



具体的な施策の体系

景観まちづくり方針の区民への周知

景観まちづくりの普及

景観まちづくり活動への支援

景観形成事業の推進

景観まちづくりの推進体制の確立

景観資源の情報発信

景観まちづくり学習の推進

景観まちづくりを担う人材の育成

景観まちづくりへの取組の表彰

交流の機会づくり

知る・学ぶ活動への支援

実践活動への支援

計画づくり・ルールづくり活動への支援

公共事業による景観形成の推進

景観地区等の活用

景観重要資産の指定

ガイドラインの作成

えどがわ百景幹事会との連携

江戸川区景観審議会の設置

江戸川区景観アドバイザーとの連携

庁内体制の確立

行政連携の強化

江戸川区景観計画 ～まちを元気にする計画～

発行日 / 令和5年4月

編集・発行 / 江戸川区都市開発部都市計画課



〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

電話 03-3652 - 1151 (代表)

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/>